

防府市自治体管路（引込用管路）工事に係る取扱要綱

平成23年11月9日制定

（目的）

第1条 この要綱は、防府市が整備した自治体管路において、建物等の新築あるいは増改築に伴う引込用管路の新設、移設をする場合の手続き及び費用負担等について定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本要綱において使用する用語の定義は、それぞれ各号に掲げるところによるものとする。

- 1 「自治体間路」とは、道路等に設置する幹線用・分岐用・引き込み用管路、満保ール及びハンドホール等の管路設備をいう。
- 2 「引込用管路」とは、個別に各民地へ配線を行うための管路をいう。
- 3 「土地所有者」とは、土地所有者、相続人、建物所有者等をいう。
- 4 「市道部分」とは、防府市道をいう。
- 5 「登録業者」とは、防府市建設工事等入札参加資格者名簿に登録された業者をいう。

（届出、申請）

第3条 土地所有者は、建物等の新築あるいは増改築に伴い引込用管路の位置を変更をする場合、私有地内で位置の変更を行うものとする。ただし、引込用管路の新設又はやむを得ない事由により市道部分の引込管位置を変更する場合は、市へ自治体管路（引込用管路）工事申請書（第1号様式）を提出するものとする。

（協議）

第4条 市は、前条の申請書が提出されたときは、ただちに電線管理者（中国電力㈱、NTT インフラネット㈱等）と協議し、市道部分の工事が必要と認められたときは、自治体管路（引込用管路）工事通知書（第2号様式）を、必要と認められないときは、自治体管路（引込用管路）不許可通知書（第3号様式）を土地所有者に交付するものとする。

(施工範囲及び費用負担)

第5条 土地所有者が行う工事範囲は、私有地内とし、費用は当事者が負担する。

2 市が行う工事範囲は、市道部分とし、起因が土地所有者であっても電線管理者との基本協定（NTT：29条、中電株：33条）に基づき、費用は市の負担とする。

(施工業者)

第6条 市が行う業者選定は、次の各号によるものとする。

1 電力系については、自治体管路の整備に関する基本協定及び宮市・国衙地区における無電柱化に関する覚書により、中国電力株式会社とする。

2 通信系については、市道内に敷設してある引込用管路（共用FA管）より分岐する場合に限り、山口県通信建設業協会に登録され、かつ、市の登録業者とする。

(道路工事)

第7条 施工業者は、市道部の工事にあたって道路占用許可申請書を提出するものとする。

(完了検査)

第8条 市は、工事完了届提出後、14日以内に検査を行うものとする。

(支払)

第9条 施工業者は検査が完了した時は、速やかに請求書を提出するものとし、市は請求書提出後、30日以内に支払いを完了しなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

自治体管路（引込用管路）工事申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

氏 名

電 話 番 号

下記工事を実施しますので、自治体管路（電力系・通信系）の新設・増設及び変更をお願いします。

記

1 場 所

2 支障理由

3 その他 位置図、平面図、断面図

第2号様式

自治体管路（引込用管路）工事通知書

年 月 日

住 所

氏 名

防府市長

月 日付け 様から、申請のあったことについて、
下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 場 所

2 施工業者

	電力系	通信系
施工業者名		
電話番号		
工事責任者		
工事日程		

第3号様式

自治体管路（引込用管路）工事不許可通知書

年 月 日

住 所

氏 名

防府市長

月 日付け 様から、申請のあったことについて、
下記の理由により却下いたします。

記

1 理 由